

業種別出店基準表

	大分類	小分類	品目(例)	出店枠	出店料		臨時 営業手数料
					基準	大隅地区4市5町域内	
一般枠	食品販売	一般食品	弁当・ラーメン・うどん 焼きそば・串焼き たこ焼き・クレープ いか焼き・かき氷、 ジュース類(その場で作る物) その他これらに類するもの	70店	¥65,000-	¥55,000-	¥3,000-
			物品販売		飲料	ジュース・コーヒー (ペットボトル、缶類)	
	その他の食品	特産品・箱菓子・その他			¥35,000-	¥25,000-	
	食品外	衣類・玩具・カメラ・雑貨等			¥35,000-	¥25,000-	
市町村枠	物品販売 食品宣伝販売	国県市町村の施設・公共団体・ 養護施設等	5店			販売品目により ¥3,000	
電気					1店舗につき 100V、1.5KWを制限 5,000円		
机・イス					机(1800×600) 800円 イス 150円		

* 分類、臨時営業手数料については行政の細かい基準がありますので、詳細は事務局にお訊ね下さい。